

議案第296号

大阪市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中大阪市立姫島こども園の項を削る。

第11条の見出しを「(淡路こども園に係る指定申請の公告)」に改め、同条中「大阪市立姫島こども園及び」を削り、「公募型センター」を「淡路こども園」に改める。

第13条中「公募型センター」を「淡路こども園」に改める。

第15条の見出しを「(淡路こども園の指定管理予定者の選定)」に改め、同条中「公募型センター」を「淡路こども園」に改める。

第17条中「公募型センター」を「淡路こども園」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

姫島こども園を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立児童発達支援センター条例 (抄)

(設 置)

第1条 本市に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
省	略
<u>大阪市立姫島こども園</u>	<u>大阪市西淀川区姫島6丁目</u>
省	略

(公募型センターに係る指定申請の公告)

淡路こども園

第11条 市長は、大阪市立姫島こども園及び大阪市立淡路こども園（以下「公募型センター」と淡路こども園

いう。）の指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 公募型センターの名称及び所在地
淡路こども園

(2)～(5) 省 略

(指定の申請)

第13条 公募型センターの指定管理者の指定を受けようとする法人等又は前条の規定による通知
淡路こども園

を受けた法人等は、市規則で定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(公募型センターの指定管理予定者の選定)

淡路こども園

第15条 市長は、第13条の規定による公募型センターに係る指定申請の内容を次に掲げる基準に
淡路こども園

照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、公募淡路

型センターの指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。

こども園

(1) 省 略

(2) 法第43条の目的に照らし公募型センターの効用を最大限に発揮するとともに、公募型センターの管理経費の縮減が図られるものであること
淡路こども園 淡路こども園

(3) 公募型センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有
淡路こども園

すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、公募型センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこ
淡路こども園

と

(指定管理者の指定等の公告)

第17条 市長は、第15条の規定により選定した公募型センターの指定管理者の指定を受けるべき
淡路こども園

もの又は前条の都島こども園の指定管理者の指定を受けるべきものを指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。